

入札公告

次のとおり一般競争入札を行いますので公告します。

平成29年 9月 7日

奈良県知事 荒井 正吾

第1 競争入札に付する調達の内容

1 業務名

大和民俗公園 なら民博ふるさとフェスタ開催業務委託
(なら民博ふるさとフェスタ開催事業)

2 業務番号

第424-委-1号

3 入札物件の内容等

入札説明書及び仕様書によります。

4 委託期間

契約締結日から平成29年12月15日まで

5 入札方法

入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満たした者のみが、この業務の入札に参加することができます。

1 地方自治法施行令(昭和22年法律第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこととします。

2 会社更生法(平成14年法律第154号。以下「新法」といいます。)第17条の規定による更正手続開始の申立て(新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件(以下「旧更正事件」といいます。))に係る新法による

改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。）第30条に規定する更正手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であることとします。ただし、新法に基づく更正手続開始の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更正手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更正手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

- 3 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であることとします。
- 4 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた場合については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- 5 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者のうち、営業種目「Q5」の「広告・イベント業務」で登録している者であることとします。
- 6 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による指名停止又は指名保留の措置期間中でない者であることとします。
- 7 その他入札説明書に記載されている条件を満たしていることとします。

第3 入札書の提示場所等

- 1 契約条件を示す場所、入札説明書・仕様書の交付場所及び競争入札参加資格確認申請書の提出場所及び問い合わせ場所
〒630-8501 奈良市登大路町30番地
奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局公園緑地課 総務管理係
電話 0742-27-7517（ダイヤルイン）
- 2 入札説明書等の交付場所
入札に参加しようとする者は奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局公園緑地課のホームページからダウンロードしてください。
(ホームページ URL <http://www.pref.nara.jp/1683.htm>)
なお、入札説明会は行いません。
- 3 競争入札参加資格確認申請書の提出期限及び提出場所
(1) 提出期日 平成29年9月22日（金）16時まで

(2) 提出場所 奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局公園緑地課

4 入札の日時及び場所

(1) 日 時 平成29年10月 2日 (月) 10時

(2) 場 所 奈良市登大路町30番地 分庁舎6階 入札室

5 郵便による入札

入札書は、郵便で差し出すことができます。この場合は、入札説明書「9 郵便による入札」に留意し郵送するようにしてください。

第4 補足

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

2 入札保証金

免除します。ただし、落札者が落札後契約を締結しない場合は、奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)第11条第2項に基づき入札金額の100分の5に相当する額を損害賠償金として請求することがあります。

3 契約保証金

奈良県契約規則第19条に定めるところによります。

4 入札に要求される事項

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示すとおり、競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札の参加資格があることの確認を受けなければなりません。

(2) (1) の提出資料に基づき第2の規定に該当すると認められる者を落札対象者とします。

(3) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をしたうえ、所定の場所及び日時に入札してください。

(4) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

(5) 代理人をもって入札する場合は、その委任状を入札時に提出してください。

5 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、奈良県契約規則第7条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

6 契約書作成の要否

要します。

7 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

8 手続における交渉の有無

無

9 暴力団排除条例に伴う留意事項

契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除します。また、契約を解除した場合は、損害賠償責務が生じます。

- (1) 落札者の役員等（非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 落札者の役員等が、自社、自己もしくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 契約書に基づく再委託にあたり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結しようと認められるとき。
- (7) 契約書に基づく再委託にあたり、(1)から(5)のいずれかに該当する者をその相手方とする場合（(6)に該当する場合を除く。）において、甲が乙に対して当該契約の未締結等を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- (8) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を奈良県に報告せず、又は警察に届出なかったとき。

第5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。